

平成30年度山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助金 [設備投資等促進事業]について

1 概要

本事業は、経済産業省平成29年度補正「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」（以下、「ものづくり補助金」といいます。）に応募し、採択とならなかった事業（設備投資を伴うものに限る）のうち、認定支援機関等によるブラッシュアップを図った上で、本県中小企業の付加価値向上に資する事業として山形県知事が認定したものに對し補助金を交付するものです。

2 補助対象者

山形県内に事業所を有する中小企業者で、補助対象事業のうち設備投資を含む主要部分を山形県内において実施する者

※ 中小企業者の定義については、ものづくり補助金の公募要領に準じます。

3 補助対象事業

ものづくり補助金の「企業間データ活用型」、「一般型」、「小規模型」に応募した事業で、ものづくり補助金の交付決定を受けていない事業。ただし、設備投資を伴うものに限りです。

※ 設備投資とは、機械装置等を取得するための経費として補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上を計上するものを指します。

※ 本事業への応募にあたっては、認定支援機関による指導・助言をもとに、ものづくり補助金に応募した事業計画の見直し（ブラッシュアップ）を行う必要があります。

4 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 企業間データ活用型 1/2以内
一般型（※1）・小規模型（小規模事業者以外） 1/3以内
小規模型（小規模事業者） 1/2以内
- (2) 補助金額 : 企業間データ活用型（※2）・一般型 750万円以内（※3）
小規模型 375万円以内（※3）

(3) 補助対象経費

○企業間データ活用型、一般型

機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費

○小規模型（設備投資を伴うもの）

機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費

※1 以下のいずれかの場合は、補助率1/2を適用

○生産性向上特別措置法（案）に基づき、固定資産税の特例率をゼロの措置をした市町村において、補助事業を実施する事業者が、「先端設備等導入計画」の認定を取得した場合

○3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人あたり付加価値額」年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成29年12月22日の閣議決定以降に新たに申請し承認を受けた場合

※2 連携体は10者まで。さらに150万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能

※3 ただし、正社員化の取り組みを行う場合は、以下の上限額を適用

○企業間データ活用型、一般型 上限額900万円以内

○小規模型（設備投資を伴うもの） 上限額450万円以内

5 スケジュール（予定）

事業実施期間：本事業の補助金交付決定の日から平成30年12月28日（金）まで

	実施予定時期	備考
応募開始	5月21日（月）	
応募締切	6月5日（火）	
事業採択決定	8月下旬	
交付決定	9月上旬	= 事業着手可能時期

ものづくり補助金の申請者はスパサポ補助金も申請できます。

